

令和5年度「1 Day 仕事体験（家庭裁判所調査官）」募集要項

1 対象者

家庭裁判所調査官の業務に関心のある大学生・大学院生等

2 実施概要

(1) 実施庁

広島家庭裁判所、山口家庭裁判所、岡山家庭裁判所、鳥取家庭裁判所及び松江家庭裁判所

(2) 方法

オンライン（Z o o mミーティング）での実施。

(3) 日時

12月20日（水）午前9時30分から午後4時30分まで（適宜、休憩時間あり）

(4) 定員

30人程度

3 プログラム概要

少年事件及び家事事件の模擬事例を用いて、事例理解及び調査の事前準備に関するグループ討議並びに調査面接の模擬体験を中心に行う予定です。

扱う事例は、広島家庭裁判所で令和4年冬に実施した「1 Day 仕事体験」及び令和5年夏に実施した「2 Days 仕事体験」と同じですが、裁判官が、少年事件及び家事事件における家庭裁判所調査官の役割や効果についてコメントする時間を設けています。

参加者には事前課題として、少年事件の模擬事例を基に非行メカニズム分析について検討していただきますが、事前に、この課題の提出を求めることはしません。

4 申込みについて

(1) 方法

fc.hir.jinji★courts.go.jp（※迷惑メール防止のため「@」を「★」と表示しています。メールをお送りになる際は、「★」を「@」（半角）に直してください。）宛てに次の項目についてメール送信してください。

【件名】 1 Day 仕事体験参加申込み

【本文】 1.氏名（ふりがな）、2.年齢、3.連絡先電話番号（平日日中に連絡がつくもの）、
4.大学（院）名（学部・学科名、学年・既卒）

(2) 締切

11月27日（月）午後5時まで

※ 二次元バーコードを読み取ると、メールフォームが作成されます。

（お使いの機種により、正しく作成されない場合があります。）



5 参加者の決定等

申込者が受入予定人数を超えた場合には、抽選で参加者を決定します。結果通知は、申込締切日から1週間以内にメールでお知らせします。

参加者には、参加通知とともにZ o o mミーティングのURLとパスワードをお知らせし

ます。

※ 「@courts.go.jp」のドメインを受信できるように設定しておいてください。

6 留意事項

以下を了承した上で1 Day 仕事体験に応募してください。

(1) 録音、録画の禁止

全日程において、録音、録画は禁止します。

(2) 経費

1 Day 仕事体験の参加に伴って生じた一切の経費（通信費等）は、全て参加者の負担となります。

(3) 通信環境

動画の共有など、情報量の多い配信がありますので、Wi-Fiのある場所等、通信環境を整えて参加してください。スマートフォンでは画面が小さいため、タブレットやパソコンでの参加を推奨します。

(4) Zoomビデオ機能

双方向でのやりとりを行うプログラムが多数あるため、ビデオ機能をオンにしてご参加ください。

(5) 機材の操作等

Zoomの使用や操作、各自の通信環境による当日の通信トラブルに関しては、ご自身でご対応ください（個別の対応はいたしかねます。）。

(6) その他

本仕事体験イベントは、採用選考活動とは一切関係ありません。

7 個人情報の取扱いについて

裁判所は、参加者の個人情報の管理について万全を期し、法令及び「裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づく場合を除き、参加者の個人情報を第三者に提供することはありません。

裁判所は、法令及び要綱に基づく場合を除き、参加者の個人情報を実習の実施以外の目的に使用することはありません。

8 問合せ先

広島家庭裁判所事務局総務課人事第一係（担当：安達、駒井、佐々木）

電話番号：082-228-0573

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで